

熊本市建築設計等委託業務成績評定要領

制定	令和4年	4月	1日	公共建築部長決裁
改正	令和5年	8月30日		公共建築部長決裁
	令和6年	11月11日		公共建築部長決裁
	令和7年	4月30日		公共建築部長決裁
	令和7年	9月9日		公共建築部長決裁
	令和8年	1月8日		公共建築部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、熊本市が発注する建築工事に係る委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、その適切な実施を図ることにより、評定結果の活用による業務の受託者の適切な選定を促進し、もって設計等委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として、1件の予定価格が熊本市契約事務取扱規則（昭和39年4月1日規則第7号）第14条の2第6号を超える委託業務のうち、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 建築設計業務（建築（総合、構造）、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいう。）

(2) 建築に関する耐震診断業務

2 建築工事監理業務、設計意図伝達業務及び敷地調査業務については、別に定める成績評定表により評定を行うものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、業務の実施状況、成果物の内容等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定は、次の各号に掲げる者（以下「評定者」という。）が行うものとする。

(1) 検査職員（建築、電気設備、機械設備の各分野を検査する職員（熊本市工事検査規程（昭和63年4月1日制定）第8条第2号に定める併任検査員））

(2) 主任調査員（建築、電気設備、機械設備の各分野を担当する職員）

(3) 総括調査員（委託業務の主たる分野の主査職員）

(評定の方法)

第5条 評定は、委託業務ごとに独立して、的確かつ公正に評定を行うものとする。

2 評定は、建築設計等委託業務成績評定表（様式第1号）（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 主任調査員及び総括調査員である評定者は業務が完了したとき、検査職員である評定者は完了検査を実施したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の結果の報告)

第7条 評定者は、完了検査後、遅滞なく、業務担当課又は室の所属長に評定の結果について評定表により報告するものとする。なお、総合評定点が60点未満又は75点以上の場合は、次に掲げる者で組織する建築設計等委託業務成績評定会議の確認を受けるものとする。

- (1) 公共建築部長
- (2) 設備課長
- (3) 営繕課長
- (4) 当該設計委託担当課又は室の長

(受託者への通知)

第8条 市長は、前条の報告があったときは、遅滞なく、建築設計等委託業務成績評定通知書(様式第2号)及び別表により、完了検査の結果を受託者に通知するものとする。

(説明請求)

第9条 前条の通知を受けたものは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条第1項に規定する熊本市の休日を含まない。)以内に、建築設計等委託業務成績評定に係る説明請求書(様式第4号)により市長に評定の内容について説明を求めることができるものとする。

(説明請求による回答)

第10条 前条の規定による説明を求められたときは、建築設計等委託業務成績評定に係る説明書(回答)(様式第5号)により回答するものとする。

2 前項の規定による回答をおこなうに当たり必要があると認めるとき及び当該評定を修正する必要があると認めるときは、次に掲げる者で組織する建築設計等委託業務成績評定会議を設置して審議するものとする。

- (1) 公共建築部長
- (2) 設備課長
- (3) 営繕課長
- (4) 当該設計委託担当課又は室の長

(評定の修正)

第11条 第9条に規定する説明請求を受け、前条第2項に規定する建築設計等委託業務成績評定会議において審議した結果、当該評定を修正する必要がある必要があると認めるときは、当該評定を修正するものとする。

2 前項の規定による修正を行ったときは、前条第1項の回答と併せて、遅滞なく当該設計委託の受託者に修正した評定の結果について、建築設計等委託業務成績修正評定通知書(様式第3号)により通知を行うものとする。

(工事契約課への報告)

第12条 業務担当課又は室の所属長は、前条に規定する受託者への通知後、遅滞なく、工事契約課に業務委託完了検査結果について、建築設計等委託業務成績評定通知書の写し及び第5条第2項に規定する評定表の写しを添付し報告を行うものとする。

(雑則)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年(2026年)2月26日以降に契約依頼を行う案件から適用する。

様式第 1 号

建築設計等委託業務成績評定表			
発注課: _____			
委託業務名			
契約金額	当初: _____	最終: _____	
履行期間	当初: 令和 年 月 日～令和 年 月 日	最終: 令和 年 月 日～令和 年 月 日	
完了年月日	令和 年(年) 月 日		
完了検査年月日	令和 年(年) 月 日		
契約相手方名称・所在地	名称: _____		
	所在地: _____		
管理技術者氏名			
担当主任技術者氏名	総合: _____	構造: _____	
	電気: _____	機械: _____	
総括調査員所属・氏名	所属: _____	氏名: _____	
主任調査員所属・氏名	所属: _____	氏名: _____	
	所属: _____	氏名: _____	
	所属: _____	氏名: _____	
	所属: _____	氏名: _____	
	所属: _____	氏名: _____	
検査職員所属・氏名	所属: _____	氏名: _____	
	所属: _____	氏名: _____	
	所属: _____	氏名: _____	
業務評定点			
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④] () [] (再通知を行った日付 _____ 年 月 日)			
業務評定点(総合点)の内訳			
① 業務評定点(総合点:減点無し) () []			
② 基礎点 () []			
③ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点 () []			
④ 業務完了後に生じた事由による減点 [] []			
管理技術者評定点			
管理技術者評定点 () []			
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳			
総合	() []	電気	() []
構造	() []	電気積算	() []
建築積算	() []	機械	() []
		機械積算	() []

※複数による検査が行われる場合、検査職員全員の所属及び氏名を検査職員所属・氏名欄に明記すること。
 その際、総括検査職員(検査の結果を総括する職員)が定められた場合には、総括検査職員とそれ以外の検査職員の別についても明示すること。
 ※ []内は修正後

様式第2号

〇〇発第〇〇〇〇〇号
令和 年 (年) 月 日

様

熊本市長 〇〇 〇〇
(公印省略)

建築設計等委託業務成績評定通知書

貴社が受託した委託業務について、「熊本市建築設計等委託業務成績評定要領」に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、その旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項に規定する熊本市の休日を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑義の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記の担当課にお願いします。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 委託業務名 | 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 2 履行期間 | 自 令和 年 (年) 月 日
至 令和 年 (年) 月 日 |
| 3 契約金額 | ¥ |
| 4 完了検査結果 | 合格 |
| 5 成績評定 | 業務評定点（総合点） 点
(業務評定点（総合点）の内訳は別表のとおり) |
| 6 担当課 | 熊本市〇〇区〇〇〇〇-〇-〇
熊本市〇〇局〇〇部〇〇課
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |

別表

業務評定点（総合点）の内訳

委託業務名	
受託者名	
業務評定点（総合点：減点無し）	点
業務履行中又は完了時に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点

業務評定点（総合点：減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		評価の視点	項目の分類	指標	得点	配点
業務の実施能力	業務実施体制	業務態勢、自主管理	基礎			/
	管理技術者の能力	業務の全体把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎			/
	主任担当技術者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎			/
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎			/
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎 創意工夫			/
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	基礎：与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎 創意工夫			/
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎			/
	課題への対応	課題（物理的条件、社会的条件、要望、コスト）への対応	創意工夫			/
小計（基礎項目）						/
小計（創意工夫項目）						/
合計（35点換算）						/ 35.00

（表の見方）

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。
- 3) 本業務の受託者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

様式第3号

〇〇発第〇〇〇〇〇号

令和 年 (年) 月 日

様

熊本市長 〇〇 〇〇

(公印省略)

建築設計等委託業務成績修正評定通知書

貴社が受託した委託業務について、「熊本市建築設計等委託業務成績評定要領」に基づき修正評定した結果を下記のとおり通知します。

記

- 委託業務名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 履行期間 自 令和 年 (年) 月 日
至 令和 年 (年) 月 日
- 契約金額 ¥
- 完了検査結果 合格
- 成績評定 修正業務評定点 (総合点) 点
- 担当課 熊本市〇〇区〇〇〇〇-〇-〇
熊本市〇〇局〇〇部〇〇課
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

様式第4号

令和 年 月 日

熊本市長 様

受託者名 _____

建築設計等委託業務成績評定に係る説明請求書

令和 年 月 日付けで通知のありました建築設計等委託業務
成績評定について、下記のとおり説明請求します。

記

- 1 業務名 ○○○○○○○○○○○
- 2 説明請求概要

様式第5号

〇〇発第〇〇〇〇〇号
令和 年 (年) 月 日

様

熊本市長 〇〇 〇〇
(公印省略)

建築設計等委託業務成績評定に係る説明書 (回答)

令和 年 月 日付けで説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- 2 説明請求に対する回答